

全体スライド条項の手続きフロー（蒲郡市建設工事請負契約約款第26条第1項～第4項）

期限等	手続き項目	様式	備考
	<pre> graph TD     A[請求日] -- 7日以内 --&gt; B[スライド額協議開始日の通知]     B -- 14日以内 --&gt; C[基準日]     C -- 14日以内 --&gt; D[スライド額協議開始]     D -- 14日以内 --&gt; E[スライド額確定]     E -- 2か月以上残っている必要あり --&gt; F[スライド変更契約]     F -- 2か月以上残っている必要あり --&gt; G[工期末]                     </pre> <p>請求日</p> <p>7日以内</p> <p>スライド額協議開始日の通知</p> <p>14日以内</p> <p>基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>出来高確認</li> <li>残工事量算定</li> <li>スライド額（案）算定</li> </ul> <p>14日以内</p> <p>スライド額協議開始</p> <p>14日以内</p> <p>スライド額確定</p> <p>スライド変更契約</p> <p>2か月以上残っている必要あり</p> <p>工期末</p>	<p>様式1 様式2</p> <p>様式3</p> <p>様式4-1 様式4-2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注者又は受注者から請求</li> <li>発注者から受注者に通知</li> <li>基準日は、請求日から起算して14日以内に設定します。（請求日を基本とします。）</li> <li>発注者は出来形数量の確認を請求日から14日以内に行います。</li> <li>スライド額協議開始日から14日以内に協議によりスライド額を決定します。（協議が整わない場合、発注者がスライド額を決定し、通知します。）</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>インフレスライド、単品スライドとの併用も可能です。</li> <li>全体スライド又はインフレスライド適用後、12か月経過後に再度請求することができます。</li> </ul> </div>

（注）運用に関する様式、手続きフローは、国土交通省又は愛知県を参考に作成していますが、実際の手続き等で不都合が生じた場合、適宜、修正し使用することとします。